

民間資金等活用事業推進委員会

第1回総合部会

議事録

内閣府

民間資金等活用事業推進室

## 民間資金等活用事業推進委員会第1回総合部会議事次第

日 時： 平成16年1月13日（火） 16:00～17:40

場 所： 中央合同庁舎4号館共用第4特別会議室

### 議 事

1. 部会長代理の指名
2. PFIの現状について
3. フリーディスカッション
4. 今後の検討の進め方について
5. その他

### 出席者

#### 【委員・専門委員】

山内部会長、前田部会長代理、碓井委員、高橋委員、浜委員  
卯辰専門委員、川村専門委員、中村専門委員、日高専門委員、美原専門委員、  
山下専門委員

#### 【事務局】

浅野間民間資金等活用事業推進室長、松田参事官、嶋田企画官、大塚参事官補佐、  
富井参事官補佐、丹野参事官補佐

浅野間室長 ただいまから民間資金等活用事業推進委員会第1回総合部会を開催させていただきます。

私、内閣府PFI推進室長をしております浅野間と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議の冒頭のみ、私の方で進行をさせていただきます。

まず最初に、お手元の資料の確認でございます。資料番号が1から始まりまして資料の3まで、それから参考資料ということでお手元にあるかと思えます。過不足がございましたら、お申し付けいただければ対応いたします。

また、お手元に、この資料のほかにPFI関係のパンフレット、ガイドラインなどの資料をご用意しております。これらの資料につきましては、これから毎回皆様方のお手元用の資料ということでご用意をいたしますので、会議終了の際には席上に置いたままご退席をお願いしたいと思います。もしご入用だということでございましたら、おっしゃっていただければ対応いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、最初に、この総合部会の位置づけにつきまして簡単にご説明をさせていただきます。

平成15年12月11日に第10回PFI推進委員会が開催されました。今後の委員会における調査審議事項といたしまして、平成16年9月にPFI法制定5年となりますが、PFI法において、法律の施行後5年以内の見直しということが書かれておりますので、その5年の節目に向けまして、本法に基づく事業に対する国、公共団体などの取り組み状況を検証した上で、今後のPFIのあるべき展開方向、あるいはPFIをさらに一層効果的に活用するために対応すべき課題について総合的に検討することとするということが委員会決定をされたわけでございます。

それと同日付で、委員会の下にこの総合部会が設置をされたところでございます。この部会におきましては、今ご紹介をいたしました調査審議事項につきまして、政府全体の改革に向けた取り組みの進展にも目配りをしながら、平成16年6月を目途に委員会の方へ検討成果をご報告いただきたい、こういう役割がございます。

この部会に所属をされます委員、専門委員の皆様につきましては、民間資金等活用事業推進委員会令に基づきまして、資料1の名簿のとおり、森下委員長よりご指名があったところでございます。また、部会長につきましては、同じく委員長より、山内委員をお願いしております。

本日は、第1回目の会合になりますので、部会のメンバーにつきまして部会長、委員、専門委員の順に、それぞれ五十音順にご紹介をさせていただきます。

部会長の山内委員でございます。碓井委員でございます。高橋委員でございます。浜委員でございます。前田委員でございます。卯辰専門委員でございます。川村専門委員でございます。中村専門委員でございます。日高専門委員でございます。美原専門委員でございます。山下専門委員でございます。

このほか、所用で本日ご欠席になっておりますけれども、小幡専門委員、三井専門委員、光多専門委員、宮本専門委員、山代専門委員にご就任いただいているところでございます。

それでは、以上で事務局の説明を終わらせていただきまして、今後の議事につきましては部会長にお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

山内部会長 承知いたしました。部会長を任命されました山内でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

まず、議事を進めるに当たりまして、本部会の議事の公開について確認をさせていただきたいと思っております。会議は原則非公開とさせていただいておりますが、議事内容につきましては、民間資金等活用事業推進委員会議事規則第5条及び第6条の規定によりまして、議事概要及び議事録を発言者名なしで公表させていただくということにさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

続きまして、本日の1つ目の議事でございますけれども、部会長代理の指名ということでございます。民間資金等活用事業推進委員会令第4条第4項によりまして、部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとされておりますので、私の方から部会長代理を指名させていただこうと思っております。

部会長代理につきましては前田委員にお願いしたいと思います。前田委員、よろしゅうございますでしょうか。

(前田委員、了承)

どうもありがとうございます。それでは、本部会の部会長代理は前田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

2つ目の議事でございますが、2つ目の議事はPFIの現状についてでございます。本日は、本部会における初めての会合でございますので、まず事務局からPFIの現状について説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

松田参事官 P F I 推進室の松田でございます。ご説明をさせていただきます。

資料 2 - 1 でございますが、これは、平成11年の法制定以来、法に基づく基本方針の策定や5つのガイドラインを策定してきたこと。また、今日に至るまで、平成13年の行政財産の貸し付け等に関する法改正、あるいは税制補助金のイコールフィッティングを図るための措置、また入札時の事業者選定方法や契約条件の明確化のための質疑応答についての各省庁間の申し合わせ等、必要な措置を講じてきたというものについての概要の資料でございます。

資料 2 - 2 でございますけれども、まず1枚表紙をめくっていただきまして、言葉の定義が載っておりますが、一番下の事業類型というところで、 類型、 類型と書いております。 類型というのはいわゆるサービス購入型、 類型というのはいわゆる独立採算型ということで整理をしております。

もう1枚めくっていただきまして、「P F I 事業の実施状況」についてでございますが、平成15年11月30日現在で、国（独立行政法人含む）については25件、地方公共団体では94件、合計 119件の事業が進んでいる。国については大学や庁舎、宿舎が多くございますが、地方公共団体については、かなり多くのバラエティーに富んだ分野で事業がなされている状況でございます。

次をめくっていただきまして、「都道府県別 P F I 事業実施件数」でございます。地域別に見てみますと、かなり地域においてばらつきがございます。傾向として、大都市では実施件数が多いわけですが、地方においては、全く実績がない県もある状況でございます。

もう1枚めくっていただきまして、「P F I 法に基づき手続きが進められている事業一覧」でございます。平成15年11月30日現在で実施方針が策定されております 119件についてまとめたものでございますけれども、事業・施設内容、事業主体、事業方式や事業年数、進捗状況等につきまして、国（独立行政法人を含む）、地方別に整理したものでございます。

次に、「P F I 事業の事例」でございます。特徴のある案件について、15件ほど多少詳しく目に資料をつけさせていただいているものでございます。地方公共団体のところを見ていただきますと、例えば、四日市市においては、複数の小中学校の改築を P F I 事業でやっている。あるいは、市川市を見ていただきますと、中学校やケアハウス、公民館などの多様な種類の施設を一体的に整備をして、利便性の向上に資するような事業をやっている。また、高知県と高知市が事務組合をつくりまして、病院をつくるという事業もございます。

これはかなり運営の部分が厚い事業となっております。それから、神戸市の摩耶ロッジ整備等事業というのは、これは震災復興の一環として国民宿舎の再整備と運用を行うものですけれども、既に稼働しておりまして、評判もいい。日経新聞で、人気国民宿舎でナンバーワンという紹介をされていたこともございます。それから、まちづくりの中では、（仮称）長井海の手公園整備等事業を挙げておりますが、これは、都市公園、いわば公物を全体としてPFIで整備、管理をするという事業でございます。詳しくは、中身を見ていただければと思います。

次に、「PFI事業に関する統計データ」という資料でございます。まず、1ページの「事業主体別事業数」でございますが、事業主体別に見ると、国が21%、都道府県、政令指定市が合わせて3割強、市区町村が約4割強となっております。

2ページ「事業費の回収方法による類型別事業数」を見ていただきますと、事業費の回収方法につきましては、いわゆるサービス購入型の類型が7割強、独立採算型、類型が12%という状況になっております。

3ページを見ていただきますと、「施設の所有形態による類型別事業数」ということで、BOT方式が約3割、BTO方式が約56%という状況になっております。

次に、4ページの「事業分野別事業数」を見ていただきますと、多いのがやはり「教育と文化」の分野で37件。また、病院、ごみ処理施設等の「健康と環境」の分野が20件、「まちづくり」の分野が20件と多くなっております。

5ページ「実施方針公表後の事業の進捗状況（年度別）集計」ですが、これは各年度に公表されました事業が現在どのような進捗状況になっているかというものでございます。一番下の「計」の欄を見ていただきまして、右から3番目の「施設の建設等」以降が既に契約済みですけれども、「施設の供用開始」の18件と合わせて契約済みの案件が70件という状況になっております。

6ページ「事業期間別事業数」ですけれども、15年、20年というのが事業期間としては件数が多い。次に多いのが30年となっておりますが、最近の傾向としては15年、20年というのが多いという傾向が見られます。

7ページ「事業費（落札額）別事業数」ですけれども、これは契約済みの70件のうち、公表されている57件について見たものでございます。運営費を含んだ事業費でございますが、10億円以上50億円未満が22件、50億円以上100億円未満が10件と、このあたりが、合わせて32件ということが多くなっております。

8ページは、管理者別に「事業方式別事業数」を見たものですが、国はほとんどがBTO方式で、都道府県や政令市、市区町村では、いろいろな事業方式がとられている状況でございます。

次の9ページ「管理者等別事業者選定方式別事業数」を見てみますと、国は総合評価一般競争入札がほとんどであり、市区町村では、公募型プロポーザルが一番多いという状況になっております。

次の冊子「PFIに関する全国自治体アンケート」でございますが、平成14年1月から3月にかけて、PFIに関し、地方自治体にアンケートをとったものでございます。全国自治体アンケートにつきましては、平成16年3月頃に新たに同じ3,000強の自治体について悉皆的に調査をしたものをまとめたものをお示しできる予定でございます。また、アンケートの際に、PFI事業に係る制度についての意見も聴取する予定でございます。これで2年前との変化がわかるかと思えます。

9ページ「4.自治体におけるPFIの推進体制と導入の可能性」を見ていただきますと、自治体のPFIに係る推進体制については、体制をとるには至っていないというところが約8割という状況になっております。

次に10ページを開いていただきまして、「(2)PFIの導入可能性」についてですが、11ページの図表7を見ていただきますと、「しばらく様子を見たい」というのが74.2%、その中でも多少なりとも今後前向きに検討しているというのが図表8ですが、人口30万人以上、10万人から30万人の都市では40%強の自治体が検討はしているという状況です。

それから、12ページ「5.PFIを導入したいと考えている施設」についてでございますが、PFIを検討したい施設として、教育文化施設が圧倒的に多い状況です。

また、13ページ「6.PFIを導入する際の課題」を見ますと、「PFIの行政側の認識不足」、あるいは、「行政内の推進体制の未整備」というのが、それぞれ大きな割合を占めております。これに対しては、この2年間で内閣府や総務省、国交省が各地でセミナーを開催する等の啓発活動をやっているところでございます。

資料2-2については以上でございます。

また、資料2-3の「PFIをめぐる諸状況」でございますけれども、3~4ページを見ていただきますと、我が国の財政状況をフロー、ストックの面で見たと表がございまして、いずれも先進国中一番厳しい状況にあるといえます。

また、5ページ「我が国の財政状況（国）」を見ていただきまして、公債の依存の程度を見ても、15年度で依存度が44.6%と、また16年度予算案でもほぼ同程度の公債依存度となっている状況でございます。

7ページを見ていただきまして、「社会資本整備への財政の制約」についてでございますが、GDPに対します国、地方を合わせました社会資本投資の比率、棒グラフでございますが、年々低下してきて13年度で4.8%。また、国の公共事業関係費を見ていただいても、14年には10兆円となっております、社会保障関係費のおよそ半分の水準となっております。

次に8ページを見ていただきまして、「社会資本のストックの量の増大」という資料でございますけれども、社会資本のストック量は2001年に400兆円を超える水準となっております、今後、こうした大量の社会資本ストックが更新時期を迎えるという状況になると考えられております。

9ページでございますが、「維持管理・更新投資の負担の増加」というものです。これは、仮に社会資本投資の伸びがプラスマイナスゼロという前提で考えますと、20年後の2050年には、総投資額のうち、維持管理費や更新投資に51%を振り向けなければならないという状況になるという推計がございます。必然的に新規投資余力が低下するために、社会資本の効率的な維持管理の重要性が増すと考えられております。

10ページ以降は規制改革や地域再生、それから市町村合併の状況です。特に12ページですが、市町村合併の進展という観点から見ますと、広域化のメリットが発揮しやすい事業については、PFIの活用が期待できるという状況であると考えられます。

資料の2 - 3は以上でございます。

資料の2 - 4ですが、これはいわゆる骨太の方針や小泉改革宣言、公明党の公約等においても、PFIの推進ということが謳われているという資料でございます。

資料2 - 5ですが、これは昨年12月の第10回PFI推進委員会以来、新しい状況として出てきたものでございます。まず上の枠の「地域再生推進のための基本指針」が、平成15年12月19日の地域再生本部において決定されております。この中でPFIにつきましては「地域の具体的な要望に応じて検討した上で、関連制度の見直しと必要な措置を講じるなど積極的に推進していくこととする」という記述がなされております。

下にございますのは、平成15年12月22日に公表された「規制改革の推進に関する第3次答申」の中で書かれている文章でございます。PFIに関しましては、具体的施策の



( 1 ) にございますが、アのところで「 P F I 事業の事例集を作成、公表し、先行事例の紹介を図るべきである」、また、イのところに「公物管理法などの解釈において、 P F I 選定事業者が各公共施設等において行い得る事業の範囲を明確化し、周知徹底すべきである」と書き込まれております。また、( 3 ) の記述は、「地域再生推進のための基本指針」と同様の記述が書かれております。

資料 2 に関する説明は以上でございます。

山内部会長 どうもありがとうございました。

P F I の現状につきまして、資料 2 - 1 から 5 をもとにご説明いただいたところでございますが、まず、今ご説明いただいた現状につきまして、ご質問等ございましたら質疑を行いたいと思いますが、いかがでございましょう。

どうぞ、A 委員。

A 専門委員 もしわかるようでしたらお教えいただきたいのですが、先ほどの地方自治体のデータ、非常におもしろくて参考になりますが、契約価格の対象は、現在価値評価しているのでしょうか。例えば公表されたデータの中には、現在価値化された金額で表示してみたり、あるいは絶対額で表示してみたりとか、いろいろとばらばらになっているような気がいたします。そういったものは何か整理されているのでしょうかということとともに、特に地方自治体における後年度負担の問題は何らかの形で統計的に把握できないのでしょうか。そうしないと全体のあり方というのがわからないような気がいたしますが、どうでしょうか。

松田参事官 契約価格につきましては、公表されている数字のみ把握しているところでございます。それから、後年度負担という意味では、契約額全体は一応示されているというのとどまっているということであるかと思えます。

山内部会長 今、A 委員がおっしゃった、現在価値かどうかというのは調べればすぐわかるのですが、後半の後年度負担というのは、P F I がこれだけ伸びていくと、将来財政的にいろいろな圧迫が出てくるんじゃないかという意味で、後年度負担がどのくらいになっているんだということでしょうか。

A 専門委員 ある程度のグロスの数字をつかまないと、本当の意味での P F I がどうなっているのかというのが具体的に把握できないだろうと思うんですね。

山内部会長 議事の 3 がフリーディスカッションということになっておりますので、またその辺も後でゆっくり議論したいと思いますが、今のご説明についての質疑はいかがで

ございましょうか。

どうぞ、B委員。

B委員 最後にご説明がありました資料2 - 5の「規制改革の推進に関する第3次答申」のところで、具体的施策の(1)のイの公物管理法云々というところでございますけれども、これについて、背景といいますか、どういう問題意識でどういうことが問題になって周知徹底すべきであるということになったのかを、少し補足説明をしていただけますでしょうか。

松田参事官 公物管理法がある公共施設、例えば、道路法がある道路、都市公園法がある都市公園、下水道法がある下水道、その他の施設について、そもそも管理者が地方公共団体、あるいは国ということで限定されておりますことから、PFI事業ができるのか、できないのかというところが必ずしも明確に認識されていなかった。また、PFI事業をやるとしても、その範囲について公権力の行使に及ぶような部分については、PFI事業者に事業を行わせる範囲にはならないのではないのかという議論もございました。

まず、公共施設の管理者が国や地方公共団体に限られているので、PFI事業者がPFIをできないかという議論については、問題なくできるということで、これについては、もしそういう認識がないとしたら、きちんと周知徹底する必要があるということにとどまるわけです。一方、PFI事業者が事業できる範囲について、どこまでが民間に任せられる部分で、どの部分が公権力の行使等として委ねることができない、あるいは、委ねようとしたら何らかの措置が必要な部分なのかということについては、必ずしも世の中に明確になっていないので、そこは各公物管理法を所管しているところにおいて、明確化をしていただく必要があるということでございました。

B委員 具体的にこういうケースが問題になったとか、そういうことから派生したことなのでしょうか。

松田参事官 具体的にというよりも、頭の整理としてきちんとしていかないと、民間事業者が参入するときに、不必要な参入障壁みたいな考え方をされてしまうことが懸念されるという議論でございます。

C委員 今の件に関していいですか。

実は、先月の委員会の方で私の方でメモを提出したんでございますけれども、従来事務局の方で公物管理に関するレポートを上げていただきました。これは中間を含めて2回ほどですか、レポートを上げていただいておりますけれども、公物管理に関する議論は、私

の理解ではこれからで、単に説明で終わっていたと、こういうことだったと思います。そういう意味で言いますと、事務局でまとめられていたレポートと、今後委員会で検討するのかわからないのかを含めて、どういう関係にあるのかということをお尋ねしたいのですが。

松田参事官 今後の進め方については、また後ほどのフリーディスカッションの中でも意見をいただいて、部会の中でご検討いただきたいと思います。

山内部会長 3番目の議事でフリーディスカッションがありますので、それでいろいろ出していただいたものを、またこれからどうするのかという形で生かしていきたいと思います。

そのほか、いかがでございましょうか。

よろしければ、今、ご説明いただいたものを土台として、これからどうPFIの推進をしていけばいいのか、あるいは、これまで行われてきたPFIのいろいろな事例の中でどういう問題があり、どういうところを見直し、どういうところを推進していくべきなのか、こんなようなことを皆さんでご議論していただくような場ととらえて、フリーディスカッションをしたいと思います。特に、どなたからというわけでもございませんので、ご自由に発言していただければと思いますが、いかがでございましょう。

C委員 今のとも関係するんですが、委員会で私が申し上げたこととも関係しますので、先に資料をお配りしたいと思います。特に専門委員の方は初めてのお話だろうと思いますので、まず私の方で提起したペンディング事項と、今回テーマが法律の見直しと、こういうこともかかわっておるようでございますので、現下のさまざまなPFIの案件の中で、特に話題といたしますが、取り上げられつつあるようなテーマについて資料をお配りして、これに限りませんけれども、私の方で提起したテーマとしてはこういうものがあるということでご理解をいただきたいと思います。

特に個別には申し上げませんが、経緯だけ。12月11日で上げてあります8項目につきましては、委員会発足以来さまざまな会合で検討されましたけれども、それについてのアウトプットがございしますが、そのときにペンディングであったと私の方で理解していたことを挙げております。

次に、今日1月13日付で1、2、3と上げておりますけれども、このペンディング事項とももちろんかかわってはくるのですが、さらに新たな展開の中で、例えば13年12月のPFI法改正に伴ってテーマが上がっておるわけで、ここでオープンになったテーマがある

わけでございますが、具体的に、その後どういうふうになるのかというところが、まだ議論が尽くせていないのではないかと。2番目についても、これは現在いろいろなファイナンスの手続きが進んでおるわけでございますが、地方公共団体、あるいは民間事業者、金融機関、それぞれにいろいろテーマとしてどうしたらいいんだろうかということで挙がっているようなことを挙げてみました。

そのほか、3番目はこのペンディング事項とかかわってくるんですが、例えばD Aなんかですと、いわゆる箱物と運営を中心にしたものでは大分中身が違っていると、こういうものについて標準的なものがあれば非常にわかりやすいのではないかと、こういうような意見もございます。ほかにも8項目で新たな展開を必要としているものもございますが、一応ざっとこんなものがあるのではないかとということでございます。

山内部会長 ありがとうございます。

これはC委員に伺いたいのですが、平成15年12月11日付の8項目については、これまで推進委員会で検討が十分でない、ペンディング扱いだということ。それから、本日出された資料の内容は、現状進んでいるけれども、もう一回見直す必要があるのではないかと、そういう理解でよろしいですか。

C委員 そうですね。進んでおりますが、各当事者の方が結構大変で枠組みが大きいと、こういうようなことを中心に挙げてございます。

山内部会長 推進委員会の際にもC委員がこれを出されて、非常に皆さんの頭の整理がよく助かったというところがあるのですが、補足的なご説明は特によろしいですか。

C委員 具体的な項目については、それぞれまた議論があろうかと思いますが、全体をただ概略で申し上げただけです。

山内部会長 ありがとうございます。これは一つの参考になろうかと思うのですが、これに関するご意見、あるいはこれ以外でも結構でございますので、ほかのご意見を伺いたいと思います。いかがでございましょうか。

D専門委員 C委員の整理していただいたものは、前から絡んでいるものとしても大体念頭に置いているものと思いますし、当然今後のディスカッションの中で、それぞれまた進めていかなければいけないものだろうと思います。

先ほどAさんの方からちょっとご指摘のあった、データに関することですが、現在価値かどうかというご質問もありましたが、それよりさらに一步踏み込んで、できればこれらの事業の契約額の内訳として初期投資額と、それからいわゆる維持管理・運営に当

たる部分と、この区分はぜひ把握して、現状のPFIが進んでいる中で実態はどうなっているのかということを検証したいと考えております。現状では、かなり幅があるふうに認識しております。例えば、フィフティー・フィフティーであったり、場合によっては初期投資の方が小さい案件がある一方、初期投資が90数%という案件もかなりあるように思います。これはPFIの本質にもかかわっていくことだと思っておりますので、多少データをとるのに手間はかかるかもしれませんが、基本的には公表されるべき内容のものだと思っておりますので、ぜひ今後のディスカッションの資料としてもお願いしたいと思っております。

松田参事官 我々もその問題意識は持っております、できればそういう資料もと考えたのですが、公表されている資料の中で、その仕分けがなかなか難しかったということがございます。今、お話をいただいたので、いま一度そういうことが可能かどうか検討した上で、できるだけ資料を出していきたいと思っております。

山内部長 恐らく公表資料からだと無理ですね。

D 専門委員 一步踏み込んで聞かなければいけないと思いますが、そもそも隠すべきものかということもあるかと思ひますし、民間事業者としては、当然両方の内容で提案をしていますし、公表されてしかるべきと思ひます。細かい内訳は別にして、委員会の立場では、大枠で把握しておくべきと思ひます。

C 委員 その件に関して、当初、実はおっしゃるようなデータベースが整備されていないということはあるのですが、一番最初に、これは個人的ベースなんですけれども、実はお願いしたことがございまして、今のような契約額でございまして、重要な数字でございまして、あるいは契約の条項でございましてね。こういうものはデータベースにして、皆さん、参考にした方がよろしいのではないかと意見を申し上げたことがあるのですが、それっきりになっております。今後のいろいろな展開の中で、おっしゃるよう参考になるようなものを、事務局は大変だと思ひますけれども、そろえていただくというのは非常に重要な課題かなと思ひます。

山内部長 2月に自治体アンケートを企画しているわけですが、それをどう内容にするかということと、今ご意見が出たように、データをどう揃えるかということと少し関係してきますけれども、その辺、事務局はいかがですか。

松田参事官 2月の調査の結果は、当然まとめて公表させていただきます。また、データベース化や事例集のようなものの作成については、事務局として今後やっていくべきものだという認識をしております。また、データベース化の方につきましては、若干時間が

必要なことかと思いますが、いずれにせよ、またご意見をいただきつつ、いいデータベースになるように作業を進めてまいりたいと考えております。

山内部会長 我々もイギリスとかを最初に調べて、どのぐらいの額でやっているのかとか、PFI総額がどのぐらいになっているのかとか、非常に興味を持って調べてみましたが、結構出てきましたよね。だから、日本でもそういうデータがあって当然という気もいたしますので、できる限りそういう方向で少しご検討いただければと思います。

この件でもいいですが、そのほかでも、ほかにかがでございましょう。

E 専門委員 今、データの話も出ましたけれども、改革していくわけですので、改革の方向というのですか、そういうものに対する共通認識はあった方がいいと思います。推進委員会ですので、PFIを基本的には推進していくという立場にあるわけですが、何でも推進すればよいというわけでもないですし、民間にとって入りやすいのがよいかという、そういうわけでもない。また、国にとってやりやすければいいと、そういうものでもないと思うので、先ほどA委員から後年度負担の話もありましたけれども、もし仮に今、必要のないものまでやり過ぎているのであれば、もう少しハードルを高くする方向で改革していくべきであるし、そうではなくて、まだ使われていないという現状認識であれば、これからもっとやっていくという方向で改革していくという議論を進めていかなければならないので、そのような現状認識をするためにも、ある程度統一的なデータというのを示していただければと思います。それに基づいて、改革の方向という共通認識をみんなで持つということが大事ではないかと思います。

A 専門委員 今のご意見には賛成です。私が思っているのは、先ほどEさんがおっしゃられましたように、いいPFIと悪いPFIがあるのではなかろうかと最近思っています。プラクティスというものが、マーケットではものすごく向上しています。本来、公開して、こんないいことをやっているんだというのを情報公開をした方がいい案件もあれば、果たしてこれを本当にPFIというべきなのかという案件まで、プラクティスの格差が余りにも地方自治体間で出てきている。何らかの形で標準化するなり情報を統一化してマーケットをいい方向に持っていかないと、恐らくうまくいかないと思いますね。例えば何を今後の検討の対象にするかというのは、先ほどEさんは、共通認識を持たなきゃいけないと言いました。私もそうだと思います。法律を変えるだけならば非常に矮小された議論になる。ところが、C委員がおっしゃられるように、いろいろな課題が存在し、現実にはマーケットでさまざまな制度的制約を考慮しながら実際にやっていくと、その中でまた細かい制度

的な課題とか、いろいろな問題が出てきてこれを抱えながらやってきている。マーケットにおける進展とのインターフェースを政策に取り入れない限り、恐らくPFIの推進というのはあり得ないわけです。そういった意味においては、何がポイントなのか、何を換えなきゃいけないのかということとともに、PFIの法改正のみならず、従来推進委員会でご検討願ってきたさまざまなペンディング事項等々も、どういう形で取り組んで全体の共通認識をとりながらPFIの推進という方向に持っていくか、まずその辺の共通認識がない限り、議論が拡散してしまうような気がいたします。

B委員 基本的に今のお二人のご意見と同じ流れのコメントでありますけれども、そういう共通認識を形成していくという意味で、C委員も上げてくださっているペンディング事項にもかかわってきますけれども、今までの流れの中での問題点の発掘、そういう意味では失敗事例の検討というような問題意識も必要だと思います。山内部会長もおっしゃいましたイギリスのケースでも、結構うまくいっていない、大失敗だった事例がたくさんあるわけです。その場合にどこがどう問題であったのか、制度の問題なのか、取り上げているプロジェクトの問題なのか、いろいろあると思いますが、どう失敗してきたかという発想を持って今までの流れを見てみるということが、おっしゃるような、本当にPFIは何で、推進の理想的な形はどういうことかということを見ていくためには、やはりどこがまずかったのかということにある意味では視点を絞ってやっていくという、いじわるな目で今までの流れを見るということが必要ではないかという気がいたしますね。

山内部会長 経営学で、失敗の研究というのは一つの分野になっていて、本もたくさん出ていますけれども、日本のPFIもこれだけ事例が出てきましたので、表面上失敗しているというのもあるし、表面上うまくいっているのだけれども、本当にうまくいっているのかというのもあるし、そのようなものも含めて、少しつぶさに見てみるという必要があるのかもわからないですよ。

D専門委員 今のお話、大変大事だと思います。確かに我々も、Aさんが言われるようにいいとか悪いとか、それぞれの立場で感じているわけですし、発注者の方々もそのように感じておられるんでしょうが、何がよくて何が悪いかということに対するガイドは何もないわけです。現状は、各発注者の方が、表現は悪いですけどもやりたい放題でやられてということですから、そういう意味では非常に自由度がありますが、ガイドとなるものが何もないんですね。ガイドラインとかいろいろありますけれども、少なくとも本来のPFIに照らしてきちんと突っ込んでチェックすることができない。

私は、民間のいろいろな事業者の方々と話す機会が多いわけですけれども、推進委員会で、その辺をもう少し何か言ってくれないかという方がたくさんいるわけです。推進委員会以外にそういうことを言える立場は、なかなかないですね。産業界が何か言ったところで、これはこちらの意見になりますし、実際の方は実際の方でなかなか言いがたいということもあるでしょう。やはり少し突っ込んで、失敗事例ということもあるでしょうし、あるいは、先ほど少し初期投資と運営部分の比率と申し上げましたけれども、事業そのものの特徴がそれぞれあって、その中で、そもそも我々がPFIとして考えてきたものに照らしたときに、多分いろいろな問題がそれぞれにあると思うんですね。全部が全部100点であることはないにしても、やはりそれぞれの特徴がある。ですから、ぜひその辺はもう少し突っ込んでディスカッションする中で、なるほど、こういったものがPFIとしては本来の姿なんだということをもう一度外にきちんと発信をしていく必要があるんじゃないかと思っております。

山内部会長 これにつきまして、Dさんでもどなたでもいいんですけども、こういう問題があるとかというのは何か具体的にありますか。

D 専門委員 先ほど、初期投資との比率を申し上げたのは、本来施設の建設と維持管理・運営ということで、バリュー・フォー・マネーの算定のときもそうですし、いろいろと今までディスカッションしてきて、みんなの頭の中にはそういう前提があると思うんですが、現実には初期投資が90何%で、一応PFIという形にするためだけに少し維持管理をつけましたというのがあるわけですね。そうしますと、先ほどの後年度負担ではありませんが、起債をされて物をつくっているのとほとんど何の変わりもないんじゃないかと思えます。民間からすると、それだけのために厳しい銀行と交渉してファイナンスを引っ張ってきたりという、それも一つのリスクですけども、そういうようなことで、それがいけないとは申しませんが、少なくともPFIにするためにそうするというのはどうもおかしいのではないかなと思います。公共施設建設の発注の新たな形として存在するのであれば、何もPFIでなくても、起債をされて、発注の部分だけいわゆる一括発注とか、そういう形をとられれば同じ効果、むしろ金利なんかは安くできるだろうと思います。例えばそういう問題です。

そういうものは、今、実はこうやって登場してきている中でほとんど埋没して、表には出てきていない。同じことが多分BOT、BTOという事業の類型の問題でもあって、結局ほとんど意味もなくBTOの方が税金的にもいろいろな意味で楽だからということだけ



で行われている。それはいけないとは申しませんが、民間側としては、むしろその方が楽だということは正直言ってございますけれども、PFIの本質を考えたときに、その辺はどうかということもあるかなと思います。

A 専門委員 例えば端的な例を申し上げますと、箱物PFI、BTO割賦リースというのがございます。私は悪いとは思わない。これも一つの方法でし、工夫しながら何とかうまくやっていただきたいわけですが、現在マーケットにおいて行われている慣行は、ピンポイント・エクイティー、すなわち事業者が最低資本金で、ほとんどマネー・アット・リスクを充当しないような形態が行われているわけです。これはどういう事象をもたらしているかといいますと、金融機関は事業に対する融資ではなく、ほとんど自治体に対する与信として融資行為をしている。事業者はリスクフリーだと。リスクフリーの案件がPFIだということになりますと、だれもリスクを見ないような事業のガバナンスの問題が非常に大きな問題になってしまう。一方、競争が激化しており、現実的にはデッド・サービス・カバレッジ・レシオが1.1以下の案件すらを四大銀行が手がけているわけです。これはどういうことかということ、もし何かの事象が起こった場合、事業が破綻し得るリスクというのは限りなく多くなっていく。また金融機関は事業の修復ではなく、債権回収に走るわけです。かかる案件がマーケットにおいて形成されていて、リスクマネーがなく、市場においてリスクを評価するようなシステムがこのマーケットにできていないということは、全体の枠組みをものすごく脆弱にする傾向があるわけです。

そういった意味においては、先ほどDさんがおっしゃいましたが、実際に事業者がファンドして金融機関が入っている、その奥まで入って見てみると、本当の問題はどこにあるんだろうというのがわかるようになってくるとともに、現在の仕組みの脆弱性というものが恐らく出てくる可能性がある。将来を考えた場合、非常に怖いのは、現在のPFI案件で、最初から既に事業者が赤字という案件もあるわけです。果たしてこんな案件を認めていいんだろうか。もちろんすべてがそうじゃありません。しっかりとした案件もあれば、たとえ箱物割賦リースでも非常によく練り込まれた案件というものがある。そういう格差がものすごく出てきていて、問題なのは、下の方に属して、何も考えないで公共と民間事業者と融資金融機関が単純に資金を集めるだけというような案件というのは、実は潜在的なリスクは非常に大きいということをまずご理解していただくことが必要じゃないかと思えます。いろいろな事例は、これからご議論されれば出てくるんじゃないかと思うんですよ。

F委員 少し話がもとへ戻ってしまうのですが、E専門委員やA専門委員がおっしゃったように、検討の方向性については、法制度を一つさわるといふことでもあるのでしようけれども、結構多くの場合が、情報を丹念にとっておるのかどうかということなんだろうと思っているんです。

私は、「リスク分担に関するガイドライン」や「契約に関するガイドライン」を担当しておったので、今、私が例えばの話で例を申し上げますと、もしもバリュー・フォー・マネーをマネタリーな意味じゃなくて、ほかの意味で契約を担当している私の目から見れば、どういうリスク移転が起こっているかということでございます。当然、PFIだからファイナンスのリスクは移っている。これ以外に仕様のリスク、そのプロジェクトを遂行する、要はここで業務要求水準を満たしたサービスを提供するにふさわしい仕様書をつくれるかどうかのリスクと、いろいろな複数の事業者をマネージするリスク、これを移しているかどうかでもものすごく変わってくるはずなんです。箱物であるならば、このリスクのところの移転がほとんどないので、驚くことに、恐らくはプロジェクトIRRは10%を切っておるわけで、Aさんがおっしゃっておられるように、民営の規律に任せることによってプロジェクトのクオリティー、サービスのクオリティーを維持しようというのは、恐らく理屈の上では余り効かないでしょうけれども、それ以外のところでよく効いている。他方、仕様のリスクとマネジメントのリスクが非常に大きい病院などでは非常に難しいわけで、バリューは出るはずなんです。ところが、難し過ぎて恐らく対応はできない。

先ほど失敗、成功、よい、悪いという話をなされた。案件としては病院なんかは非常におもしろい、いい案件だと思うんですけども、現実問題としては初期設定を間違った運営費の設定がなされている可能性がある。それはどういうことかということ、競争原理にほり込むことによって、何のガイダンスもないところで提案を求めると、当然達成不可能な値段が出てくるわけですね。それが出てきたときに、それをとめることができないというのが現状です。だから、そういうところは丹念に当たった方がいいだろうということになるんですが、それをだれの立場でやるのかと言われてみると、少し難しい。

同じ言い方をすると、選定のやり方についても、ずっとやっておれば、どういうやり方をやると必ず間違えるかというのがわかるわけです。それはなかなか公表するのに難しい、それが現状です。ですから、先ほどAさんとはここで話し合っておったんですが、1回1回の案件で、積み上げで直そうとして、レベルを少し上げるようにはしているんですけども、それをどうマーケット全体で共有化させるのかというのは、私の目から見たときに

一番大きな課題です。

ちなみに、廃棄物処理についてPFI制度が始まる直前の頃にやったときに、公共全体のアドバイザーフィーは億円単位で出ていたんです。それが今、2,000万円程度のものしか出てこない。そうすると何が起こるかということ、案件を仕組むところで公共側のアドバイザーのクオリティーが著しく低下している。ごくわずかの分野のごく限られた人たちによって、その改善はなされているけれども、恐らく、これはこのままでいってしまうと、また従来の仕様発注と同じように標準的な紙が出てきて、それをコピーして形だけはできる。失敗はそのままずっと引き継がれていくということにならないかと思います。それに対して、推進委員会として何か手が打てるのかどうか。推進委員会で何かフォーラムを提供して議論をファシリテートすることができるんだったら、私はそれをやりたい。

以上です。

山内部会長 おっしゃっているように、マーケットのセレクションをちゃんとしていくために、それなりの前提条件で情報みたいなものが必要だと思います。我々がマーケットの中から、いろいろな案件の中で、PFIは、こういうふうを選ぶと間違い、こういうふうを選ぶとうまくいく、あるいはこういう資金調達がまずいとか、そういった情報を吸い上げて、ナレッジ・マネジメントみたいなことができれば一番いいんですよね。それが無理でも、とにかく意見を出してもらおう。我々はこれからヒアリングなどをやっていくんですけども、その中でそれについてまとめ上げていくし、それを表に出すためには、やはりシンポジウムやディスカッションを通じて社会に出していくしかない。あるいは1つのまとまった書物でもいいし、あるいは何か報告書でもいいんですけども、そんなようなものが考えられるんですかね。

F委員 そうですね。何かシンポジウム等々もいいんでしょうけれども、もうちょっと何かいい案がないかなと。

山内部会長 今、Fさんがおっしゃったのは、どんなことをイメージされたんですか。

F委員 どうなんでしょうね。一番ひっかかっておるといふか、一番正しいことをおっしゃっておられるのがDさんなんですね。地方自治体がやりたい放題やっていると。

山内部会長 自治体の人も後ろにいますからね。

F委員 その辺については、シンポジウムの席でなかなかシンポジストが正面から言うのは難しだろうし、どうしたものかなというのが正直なところです。

去年の秋から始まった内閣府のセミナーやほかの各省庁のいろいろなセミナーで、結構

プライベートなディスカッションができるような形でやっておられるように私は伺っておるんですけども、そういう形で少し本音のところの意見が地方自治体に伝わってほしいなという気はしておるんです。

さはさりながら、少しここで議論を分けておきたいなというのは、契約のガイドラインをつくったときにもあった議論ですけども、トランザクション・コストを下げるためにどう情報を提供しますかという点についてです。端的に言ってしまえば箱物などは、トランザクションを下げるために、性能発注であったとしても、ある程度契約の標準化は可能だと思います。ただ、ものすごく運営の比重の大きい案件ですと、なかなかそれは難しいんだらうなと思います。去年議論しておりましたモニタリングについても、実はまだ案件が動いていませんから、どういうやり方でやっていいのかなかなかよくわからない。そういうものになってくると、少しやり方を気をつけてやらないと、中途半端に形を決めてしまうなという気はしておるんです。

D 専門委員 第1回目から穏当でない表現を使いましたけれども、私が申し上げた意味は、だからこそ何かガイドになるものが必要だということです。実際に、ガイドラインなどはございますけれども、本当の意味でのこういうPFIというようなものが発信されていないんだらうなと思います。ですから、今まさにおっしゃったようなやり方、あるいは部会長が言われたようにフォーラムなり、あるいは書いたものか、どういう形かわかりませんが、少なくともここでディスカッションされて皆が共有していくものが、結局過去の事例でいくと、ガイドラインなり何なりが出ていくと、収れんして、書いたものでもって出せるものというものしか出ていないわけですね。もう少しその手前でヒアリングをしたり何かして、みんながやった段階のものでもいいですけども、何かそこへ出していければ、少しでも違ってくるかなという気がいたしますけれども。

B 委員 私は今回から参加しているので、今まで積み上げた議論の中で既に出尽くしたことをまた申し上げるような格好になると非常に申しわけないんですけども、今のお話を聞きながらコメントを2つです。

これは前回の推進委員会のときにも申し上げましたことですが、先ほど自治体向けのアンケートを見せていただきましたけれども、実際に民間の事業者、あるいはユーザー側に対しても、この自治体アンケートに対するカウンターパート的な形のアンケートというようなものも、それはなかなか本音が出てきにくいというご指摘もありましたけれども、そうはいつでも、やはりそういう形で同じような項目について、自治体と事業者、ユーザー

とどれくらいギャップがあるのかということ吸い上げていくことは、必要だろうなという気がいたします。

それと、今、F委員が言われたことで、非常になるほどと思いましたが、バリューは出ることわかっているけれども、難し過ぎてそこがうまくいかないと、こういうミスマッチ問題というのが、やはり実態がどういうふうになっているのかと。ミスマッチを解消するためにはどういう手だてを講じていけばいいのかと、そういうような形でだんだん解決の糸口をひもといていくような、ほどいていくようなアプローチというのをうまく体系化できればいいんじゃないのかなという感じがいたしました。

山内部会長 皆さんに伺うと、まずやはり情報を我々がもう少しまとめた形で持って、それで次に進めていくときの判断基準を提供できるような、そういう仕組みをどうつくるかということなのかもわからないですね。

ほかにいかがですか。

G専門委員 F先生がおっしゃるとおりで、我どもも幾つか案件をやらせて頂いておりますが、まだ建設中のものも多いですし、具体的に運営が始まってどうなったかというのが検証できませんので、なかなか金融の面からも、うまくいったかどうかというのは判断しにくいところがあります。ただし、事業立ち上がり前であっても、金融面で挙げれば、大学のPFI等で実際にやってはおりますが、金利固定化のタイミングの問題等で、民間としては辛かったというケースはございます。ただ、それがPFIの失敗だったかというのは、ちょっと難しい問題ですけれども。まだケースが十分成熟し切っていないというところはあります。

山内部会長 先ほどFさんがおっしゃったように、運営の比重がものすごく大きい内容のもので、実際に本当に運営をこのプライスではできないというものがあつた場合に、例えば、審査委員会等で、金融の目で、キャッシュフローが本当にでるのかということを提案の中から見るなんていうようなケースは出てくるのかなと思うんですが、いかがですか。

G専門委員 基本的には金融の方は、A先生もおっしゃったんですけれども、ストレスをかけても、リターンや、少なくともデッド・サービス・カバレッジ・レシオがきちんとカバーできることを確認して進めておりますが、私どもの取扱事例の中では、完全にオペレーションが始まって、当初計画と実績との乖離が検証できるケースがありませんので、何とも言えないケースが多いんです。ただ、その中でも幾つか参考になるケースはあるかもしれません。

F委員 最近ずっと病院しかやっていないこともあるのですが、病院について言うならば、今までやっていなかったことをやろうとしますので、そもそもビジネスモデルがない。PFIの前提で、特にBOTでやった場合には、官のサイドからそのビジネスに事業性があるかどうかの判断を、いわば銀行にゆだねるところが特徴だと思っておりますが、まだやったことがない分野、例えば、病院と図書館などは、別途の配慮が必要で、相当難しいと思います。

あとは、最近銀行の方が相当見てくださるので、一般論としてはいいのですが、ただ、契約書についてのリスク分担の表の作り方を少し変えようかなと思っております。実施方針のときに、表だけでは恐らくわからないので、ごく普通のプロジェクトの場合にやっているようにタムシートにして、ビジネスマンが見たときに事業リスクがもっとわかるようにしないと、あの表だけではなかなか難しがるなと思います。だから、それはそういう工夫をやろうと思っているんです。そのレベルであれば、銀行の方がご覧になられたときに審査がしやすいと思います。だから、先まで考えてどうやって手を打っていくのか。恐らくきっとプラクティスなやり方だと思います。このアプローチをとりますと、C委員がつくってくださった、こういうリストについて、何が具体的に問題なので、これはこういうやり方をしようよとなってきますよね。だから、やはり全員で少し問題点を上げてみて、問題の所在がどこにあって、解決の方向がどうあってというふうに、これはこうしたいと整理してはどうかと思います。

C委員 その中身の問題の以前に、なかなか見えなかったということから、例えばF先生が座長をやられたリスクガイドラインですね。結果的に言えばどういうリスクがあるかということが非常にわかりにくい。結果的に見ますと星取り表だけになっちゃった。これはみんないかなんと思っていたんですね。だんだん分かってきましたから、この辺、もうちょっとやはり議論を深めないと、という段階に来たのかなというふうには思いますね。

そういうことで、ちょっと先のことでやりますと、先ほどD委員がおっしゃった中で、非常に今、運営が主体のプロジェクト、箱物を、極端に言いますと、要するにファイナンスが取ればいいというようなものもある。これを一緒にすると話にならないわけですね。残念ながら従来の方法のほかにPFIしかないものですから、ほかに若干ありますけれども、やはり資金調達と考えますと、ほかに余りいいものがないですから、何でもかんでもPFIという傾向があるのかなと。そうすると、中身の議論をしたときに同じにはならないわけですね。

そのときに危険なのは、例えば将来的に金融、あるいは証券の世界で言いますとオフバランスでできるかどうか。これは実は重要になっているわけですね。そういうときに、やはりこれは本来は別に議論しなきゃならない。ところが、現実にはPFIでやるしかなくて、その結果どういうことが起きるかといいますと、皆さん、手間をよくかけられた、物すごい手間をかけた。本来は必要でない部分までやっているのかもしれませんが。その上で金利もある。どうも安い方に集約されまして、本来もっとコスト的に考えなきゃいけないものが非常に少ないスプレッドでいっちゃう。そうすると、簡単なやつはそれでいいんですけれども、マーケットに引っ張られて、本来もっと大変なものまでそっちに行っちゃう。そうすると、民間事業者、あるいは金融界にとってみてもこれはうまくないねと、そういう方向に行ってしまうような危険性があるんじゃないか。

今申し上げましたオフバランスの問題ですとか金利、マーケットの問題ですとか、あるいは手続の問題だとか、これはもうそろそろ中身に合わせて我々も判断してくる段階になったのかなと、こういうふうには思いました。

山内部会長 その辺でも、いろいろな蓄積の情報をどこまでコントロールできるかどうか、得られるかというところが非常に重要ですね。

F委員 だから、委員会で共通のデータを持つことが必要になるのかなと。

山内部会長 H専門委員いかがですか。初めてご参加ですね。

H専門委員 今までの議論を十分承知しているわけではないので、重複したり、または十分議論した上での話になるかもしれないのですが、私どもの立場からすると、リスクを十分に洗い出した上で、どれだけどういう方法でリスクをヘッジできるかというところが一つあるわけです。先ほどG委員の方からもお話がありましたように、私の認識としては、まだ現状では、客観的な評価に至るまでの時間はたっていないのではないかという感じは持っております。

それから、F委員の方からもお話がありました、例えば病院の事例において、リスクをどう見るかといったときには、BOT案件ですとかなり詳細な形でリスクを分析するはずですが、その中において、最近やや標準化はされてきていると思うのですが、保険として提供できるかどうかというスタンスを見た場合に、これが10年とか20年といった長期で、安定的な保険の提供が可能かどうかという視点からの検討はすべきだと思っております。そういう面での標準化と言っているのかどうかわかりませんが、ある程度の情報の提供を個別にはやっており、契約に関するガイドライン等でもかなり書き込んで

あるのですけれども、もう少し具体化した方がいいのではないかと感じている点があります。

さらに、若干G委員とも関連するところがあるのですが、例えば担保のとり方、いわゆる保険契約に対する質権設定ですとか、あるいは債権譲渡というところで、日本におけるプロジェクト・ファイナンスと保険との関連が若干まだ未成熟ではないか。そういうところも少し相互に考慮すべきではないかなと感じております。

最後に、これは私も詳細がわからないので逆にお聞きしたいのですが、C委員の方から出されている、この2番のリスクというところで、まだ詰め切れていないものがあるのか、あるいはもっとどのような視点から、例えばもう少し大胆にリスクの定量化みたいなところをやっていくのかどうかとか、もしお答えいただけるのであれば教えていただきたいと思います。

C委員 よろしゅうございますか。今の質問で言いますと、12月11日で書きましたリスクは、単純にリスクのガイドラインを検討したときに、リスクの中身まで立ち入る段階がないということでございましたから、ここで一つやらなければならないと、こういう意味合いで上げたものでございます。

ただ、今の状況になってきますと、大分リスクについてもいろいろな項目が上がってきております。ただ、案件ごとにももちろん中身は違うんでございますが、当事者にとっての認識も若干違うところがあります。ですから、そういうことも含めまして、一度リスクを洗いかえて、先ほどF委員から言いましたように、単に星取り表で上げるということにとどまらず、これは個別に、例えば契約でございますとか、あるいは保険なんかのリスク移転なんかにもかかわってくるわけでございますので、全体的にもう一度俯瞰をするということが必要なのかなというふうに思いますが、そんなのでよろしいでしょうか。

F委員 実は病院の案件では、Hさんの会社に変にお世話になっておるんですけれども、やはりどうPFIを推進しようか考えたときに、いろいろ問題があります。一つ目は、実際やるときに少し工夫すれば解決できるのに、手を抜いてやっていない。JAPICさんのレポートと同じロジックで言うならば、ちゃんとやれよと言われればできるという問題。二つ目は、少し情報を集めたり、検討をしたら現行法でできるんだけれども、そのところが少し弱いと、こういう部分が随分あって、法改正まで至る必要があるのがどれくらいあるのかなという分け方をしておられたと思うんですけれども、僕の希望としては、例えば保険なんかですと、ものすごく詳細な検討をご本業でやっておられるんですけれども、



それをPFIにどう組み込んでいいのかについては、全然情報としては公表されていないわけです。そういう情報が出てくると、プロジェクトの組み方は恐らく違って来るはずで、そう考えると、2番目のカテゴリーに入るのかなという感じがします。

多くの問題について、先ほど申し上げましたように私の感じは、審査委員会でやれる問題かどうかはちょっと別に置いておきますと、今進めようとするならば、問題点について何が一体問題で、どういう解決策があるのかというのを、本当に一回ここで整理して、推進委員会でやるべき課題、その中には非常に多くの部分、制度的なところの絡みがあってよくわからないところがあると思っています。要は、行政が行うことについて規定はあるんでしょうけれども、何かそのあたりが、利用者側にとっては、ちょっとよくわからないところがあるんです。

港湾法なんかでも、バス指定権というものがあって、公共バスである以上は公共の方でどの船をつけるか決めるわけですが、そんなことをやるとPFIによる港湾の整備はできないわけです。そうすると、特区か何かを使って賃貸借して公共バスを外す必要が出てくる。だから、そういう工夫がいっぱいあるはずですが、そこらは別にノウハウでも何でもなくて制度の問題だから、そういうところでやっていかないとPFIの大きな案件が動くとは思えないんです。これはやはり各省庁で今までずっとなさっていると、ちょっと出していただいて整理をしてまとめていく。ごくごくプラクティスに近いところであれば、それは推進委員会というよりも、推進委員会がお金を出してセミナーをやるなどしてカバーできるんじゃないかと、そういう分け方を一回してみたらどうかと私は感じております。

A 専門委員 整理することは私も賛成です。例えばF先生のおっしゃっているように、確かに実務でもって処理できる分野というのはかなりありますね。それと、あるいは第三者、国の機関である推進委員会とか、第三者が規範を定めたり標準化を進めることによって、官製のあり方や市場を適切に誘導できるかもしれません。それとともに、それをほじくっていくと、やはり根幹には制度的課題が浮かび上がってくることにもなります。先ほどF先生がおっしゃったのは、いわゆる公物占有使用のあり方で、これは総合規制改革会議も明確に指摘しています。事務局ははっきりおっしゃられませんでしたけれども、やはり公物の占有使用のあり方は、今のPFIとは本質的に合っていません。何らかの検討が必要と提言を同会議はされているとともに、例えば地方自治法 244条のあり方、これについてもやはり一部制度な配慮が必要な側面があるかもしれない。こういう懸念を呈してい

るわけですし、かかる問題は、今後のご検討の中で位置づけていただいて、どうあるべきかというご議論をやはりすべきでしょうね。

P F I がわかりにくいのは、実務のあり方、あるいは規範のあり方、制度のあり方が密接に結びついてしまっていて、だれかが解きほぐして整理していかないとよくわからないというのが実態じゃないかと思います。ぜひともこういう席、あるいは推進委員会にご提言する中においてできる限り整理し、問題を特定化する必要があります。一つの実務の問題が、実は裏に制度的な問題を控えていることがあります。でも、別の行政手法であれば、確かに特区などをやればできないことはないですよ。確かにできないことはない。そういう考え方をまとめるのも、それは価値があるんじゃないかと思いますね。

山内部会長 まさに今回、この総合部会でやるべきことというのはそういうことだと思うんですよ。どこに問題があって、何をどこまでの段階で変えられるかというのを見きわめた上で、法改正につながっていくわけだから、そういう面では、今お二方がおっしゃったような形での整理をしていくということだと思うんですが、ある意味では、これは前回の契約と、モニタリングのガイドラインをつくる前にも随分ヒアリングして、かなり蓄積は出てきているんですよ。基本的な問題というのは、実は最初からずっと変わらなくて、永続してあるような問題が、さっきC委員からいただいたような問題とか、あるいは余り手をつけられていない問題などがかなり整理されている。しかし、いろいろな事例が出てきている中で、本当に何が問題かというのがまた新しくここに出てきているんだと思うんです。その辺を加えていくことで、ある程度整理はできるのかなと思います。その辺は、ヒアリングないし皆さんの持っている知識をご提供いただくような形でまとめ上げていくのかなと思っています。

だんだんとそういった制度的な問題になってきたんですが、I先生はいかがですか。

I委員 私は出おくれておりまして、何も蓄積がございません。それで、私ももし出番があるとすれば、それは今議論されたように、何が問題かということのを的確に把握して、それに対する対応の仕方は、今ご指摘のようにいろいろなレベルがあると思いますが、そういうときに法制度的な対応としてどういう対応の仕方があるかと、それを考えるというのが私の役割ではないかと思います。ですから、私も今日は聞き役に徹しさせていただきたいと思います。

ただ、先ほど来のご議論の中で多少難しいかなというのは、建前の議論と本音の議論と  
いいですか、要するに、例えば地方公共団体の担当者にしても、建前として大変こうい

メリットがあるんですけど、巷間、パブリケーションズの中では言っておられる人たちでも、多分実際のやっている中では疑問を感じていることがありますね。そういう本音の部分をどう引き出すのかというのは、こういう国の正式な委員会の場でできるのかどうか、ちょっと不安を感じているんですが、なるべくそれをうまく部会長のご指導のもとにやっていたいただければと思います。

山内部会長 この後に、どう進めるかということでご議論いただくのですが、次回以降ヒアリングをやりますけれども、ヒアリングというのは限られた方で、限られた回数、限られた時間の中でやるわけですから、十分な情報が得られるかどうかという問題があります。その意味では、IT時代ですから、もう少し間口を広くして、インターネット上で意見聴取を行うというのは可能なわけで、なるべく広いところから意見を伺うのも可能と思っています。その中であれば本音も出てくるという感じも少ししておりますけれども、また後でいろいろ事務局の方からご提案があるかと思っています。

J 専門委員、何かありますか。

J 専門委員 私も出おくりしております今回から参加ですけれども、今回ずっと聞かせていただいて、まだ私自身がプロジェクトに参加していないので、問題意識を今ひとつわかっていないところがあるかと思いますが、よいPFIと、失敗事例というのが、何をもちて委員の方々は失敗と考えておられるのか。それから、よいというのが税金が安くなって、要するにコストが安ければいいという話であれば、先ほどのようなD委員のおっしゃっているのは逆にいいかもしれませんし、逆に企業サイドからすると応分のリスク分担というのもありましょうし、あとは、まだなかなか進んでいないんですけれども、実際に長期間のサービス提供が始まりますと、企業体としては会計を年度毎に締めるということが、実務として必要となりますので、PFIに関する会計処理をどうしたらいいんだろうという議論があるんですね。そろそろ出てきておりますので、よいPFIが評価のしやすいPFIという言い方もある面あると思うんですね。いい、悪いのほかに、その段階、段階で評価できるものというあたりがどうなのかなと思っています。

会計面から考えますと、BTOとBOTでは、同じPFIといってもかなり違うのではないかと思います。そのあたり、PFIの種類、 、 とありましたけれども、それによってもかなりこういう議論が変わってくると思っておりますが、もう少し聞かせていただきます。

B委員 専門家の皆さんがおいでになるところで申し上げることかなとも思いますが、

このPFIというのはわかりにくいというお話もあります。今、J専門委員会のご指摘も、そういう関連で重要だと思うんですけども、この問題を整理していく中では、やはりどこが問題なのかということが非常にわかりやすい形で提示されていく、幅広くわかりやすいということが必要だと思うんですね。

今、議論を伺っている中でいろいろな問題が出てまいりました。例えば手間ばかりかかるPFIとか、バリューが出ないPFIとか、リスクが管理されないPFI、採算が合わないPFI、何でもかんでもPFIというような、責任の所在がわからないPFIとか、いろいろ出てきているように思います。そういう、ある意味ではクリアカットな形で問題の種類というものがはっきり出ていくような方向で整理をしていくということは、一つ重要なのではないかという気がします。この中だけでわかっているというのでは、やはりまずい。これは釈迦に説法ですけども、そういうことを配慮しながら、問題を浮き彫りにしていくというのが、こういう場の役割ではないかなという気がいたしますね。

山内部会長 そのほかにいかがでございましょう。

C委員 今回の失敗事例というのがありまして、大きな失敗事例というのは、実は我々もよく知らないわけですね。ところが、入り口の段階で、これは失敗したのかなというのはわかっている部分が一部あります。例えばどういうことがあるかということ、規模が小さいからとか、理由はいろいろなんですけど、要するに応募者がいなかった。だから成立しなかったと、こういうものも幾つか出ております。それに対する批判としては、要するに運営といいますか、PFIに仕立てるためのコストが高くつき過ぎるとか、あるいはそれに応募する民間事業者にとってみれば、手間ばかりかかって、その方のコストがかかり過ぎるとか、そういうことが大きい理由になるのかなと、こういうものがあります。

あと、先ほど、これは失敗かどうかわかりませんが、いろいろ不満が多いのは、単純な箱物じゃないのと。そんなものは別に銀行から調達すれば済むんじゃないかと。それを一々面倒くさくやっていて大変だなと、こういうような不満も出ている。これは失敗と言えるかどうかわかりませんが、その効果も余りあるのかどうかわからないようなものも確かにございます。入り口の段階では、今のところわかっているのはそういうことかなと思います。

D専門委員 C委員がおっしゃるとおりで、単純に失敗事例か成功事例かという切り口ではなかなか判断できません。案件の中で、プロセスの中で、例えば透明性に問題があったとか、バリュー・フォー・マネーが思ったより出なかったというのがあるかもしれませ

んし、いろいろな切り口で判断すべきだと思います。例えば、しばらく前にイギリスでPFIアワードとかいうのがあって、年間の一番いいプロジェクトにアワードがあるという話を聞いたことがありますけれども、要するに、アワードに値するようなプロジェクトは、なかなか今はないと思うんですね。プロセスにおいては非常によくできた、しかし、ここには問題があったとかいったように、単純にこれは成功、これは失敗とはなかなか切り分けできずに、今のところ、数が限られた中でも試行錯誤でやってきているものですから、やはり部分部分をつぎはぎ、あのプロジェクトのこことあそこをつぎはぎするといいプロジェクトができるみたいなのが現実かなと思いますので、そういう見方で切り口を別に評価をしてみるというのが必要かなと思います。

A 専門委員 それは言っていますね。例えば案件ごとにベストプラクティスの要素が違っているんですね。ここは斬新的なアイデアで、確かにこういうのをみんなやってもらいたいなというものを持っていながら、別の側面から見ると、例えば情報非公開とか、どうして公表しないんだらうというのがわからない。こういったもののいいところ、悪いところというのはみんな持っていて、パーフェクトな案件というのはなかなか見当たらないわけですが、それなりに病院なんていうのはものすごい苦勞をしてベストプラクティスを積み上げている。そういったものが本当は全国の自治体で知識として共有されれば、恐らく全体の知識レベルは上がるし、問題が一体どこにあって、こうすればもっとよくなるなと、できる限り前向きな方向で推進することが必要だと思いますし、今現在の自治体の行動がおかしいということじゃなくて、やはり前向きにプラクティスを向上させていくような方向で、いろいろと指摘はできるんじゃないか。プラクティスを注意しながら、個別の案件のいいところは、やはりプラクティスとして認めてあげましょう、あるいは推奨する。でも、おかしなところもありますよねと、多分こういうふうな仕分けになるんじゃないかと思うんですね。

山内部会長 結局、失敗の反対側はベストプラクティスの積み上げですよ。だから、おっしゃるような形の情報の収集というのは非常に重要ですよ。

ただ、これは6月までの時間的な制限があり、かつ、例えば研究所で継続的にそういうことをやっていけばものすごく蓄積できてくるんでしょうけれども、やはりこれは一つの行政機関の中で、審議会の中でやるということですから、おのずと限界があるかと思うんですね。ですから、逆にそういった情報をどう集積したらいいか、あるいはどこに情報があるのかということ、あるいはどうしたら情報が集まってくるのかということを探って

いくこと自体も一つの大きな課題だと思いますね。

〔委員〕 ちょっと、そういうことで進め方なんでございますが、私の方の一つの反省としまして、第2期の第1年目というのは、最初にヒアリングばかりやっていて、ほとんど進まなかったんです。ところが、テーマは実は結構その前に結構ペンディングになったんですよ。だから、ヒアリングは僕は別に反対もしませんし、いろいろな意見が出てきて、いろいろな話を聞くというのも有効だと思いますが、その間に、我々も既に得ている部分もありますから、これは委員会として、あるいは総合部会として、議論は議論として進めていくべきなんだろうと思います。そうしないと、また前回みたいに1年丸々棒に振っちゃうようなことは、やはり避けるべきだと思いますしね。その中でやはりいろいろな自治体なり民間事業者なり金融機関の意見がそれに関連して聞ければ、それはそれでよろしいのかなというふうに思いますので、ヒアリングの期間に議論をしないということじゃなくて、その間にぜひともどんどん進めていっていただきたいなと、こういうふうに思います。

山内部会長 前回のヒアリングでは、確かに何件もやったということもあるんですけども、いろいろな意見が出まして、その中の恐らく多くのものはいまだに課題であるものがたくさんあって、それを取りまとめるだけでも随分な情報になると思うんですよね。それに基づいて、議論を進めるという一方で、新しい事例が積み上がっていますので、その中でまた出てきた問題を抽出していくと、こういうことかなと思っていますけれども、ほかに意見、いかがでしょうか。

実はまだ時間はあるのですが、今、進め方の問題も出てきますので、事務局の方より、これからどう進めるかということについて若干ご説明いただいて、またご議論があれば戻るとということにさせていただこうかと思いますが、いかがでございましょう。

松田参事官 それでは、資料3に「PFI推進委員会総合部会における検討の進め方（案）」というのがございますので、ご覧いただきたいと思います。

1の検討内容でございます。これは、平成16年9月のPFI法施行から5年の節目に向けて、本法に基づく事業に対する国等の取り組み状況等を検証した上で、今後のPFIのあるべき展開方向や、PFIをさらに一層効果的に活用するために対応すべき課題について、総合的に検討することとするということでございます。先ほど来お話に出ております、あるべきPFIの方向ということとあわせて、個別の課題について双方とも検討の課題として対応いただくのかと考えております。

検討のスケジュールでございますが、極めてざっくりしたものでございますけれども、

6月には委員会の取りまとめとして仕上げていただきたいということでございますので、それ以前に部会としての報告をおまとめいただくということでお願いをさせていただくこととなります。第1回目の総合部会は今日でございますが、第2回目を早速1月27日の16時から18時ということでお願いさせていただきたいと思っております。これは、地方公共団体のヒアリングということで、先ほど来話題に出ております病院の事例も含めてのヒアリングになるかと思えます。ヒアリングばかりというようなお話もありましたが、一応1月から3月まではいろいろなところからヒアリングをしていただければどうかと考えております。地方公共団体からのアンケート報告もこの間に出来ますし、また、B先生の方から、民間事業者についてはどのような意見がというようなお話もございました。これについては、経団連等が民間事業者としての要望をまとめるということで、その結果が1月あるいは2月に出るかと思えますので、経団連を含めたそのほかの民間事業者の幾つかからヒアリングをしていただく。また、関係省庁のヒアリングもしていただければどうかと思えます。さらに、その他ホームページ上で広く皆様の意見を聞くということで、これについても、この場でご披露すべき意見については事務局の方でまとめてお示しを適宜させていただければと思っております。3月から5月にかけては、論点を整理して骨子(案)をまとめていただくというような、大まかなスケジュールですが、そういうことでお示しをしたものでございます。

山内部会長 ありがとうございます。

今説明していただきましたように、基本的に6月までというのがありまして、その中でやるわけですから、時間的にはかなりタイトです。最初はやはり情報を我々がインプットするという意味でのヒアリングをするということと、それから、今、C委員がおっしゃったようなディスカッションを並行してできればよいですが、3月から5月の間に集中的にやって、それで6月に報告書ということになるかと思えます。大体こういう方向でどうかと思うんですが、先ほどもご意見が出ましたように、より広い意見収集、あるいは情報の収集という意味ではネットを使うということになるかと思えますが、そういったことを活用しながら進めていこうと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

C委員 ちょっとよろしいですか。私の方でまだ理解がいていないのでお伺いしたいんですが、この6月までという期限の問題と、6月に一体何を上げるんだということについて、ちょっとお尋ねしたいんですがございます。これは法律改正ということを踏まえて、そこに絞ってなのか、PFI全体での話なのか、その辺も含めて、どういう枠組みの中でこ

の議論が進むのかについてお尋ねしたいと思います。

松田参事官 6月というのは、PFI推進委員会の方で指定されたまとめの期日なわけでございますけれども、次年度以降の税制改正、予算要求、法律改正があれば法律改正も含めて、およそPFIにかかわる制度改正も含めた議論のまとめを6月までにさせていただくということを考えております。予算要求、その他につなげていくには、このあたりに結論をお出しいただくのが今後の施策に反映させるのに極めて適切な時期かと思われま

す。C委員 ということは、確認でございますが、毎年度の行政上の必要性に伴うものと、5年目で法律、あるいは制度を見直すということと、いろいろなものがあると思うんですが、必ずしもそれをすべて6月で仕切ることができるとはちょっと思えないんでございます。6月までに間に合わせるものはとりあえず間に合わせて、それでまとめると、こういう理解でよろしゅうござい

ますか。松田参事官 はい、結構でございます。

山内部長 実際、さっき事務局から大ざっぱなまとめという説明がありましたけれども、時間的には結構きつい、タイトなスケジュールでございまして、先ほども次の会議が1月末ということで、また2月に入れば2つか3つぐらい会議をやらなければならないということになると思います。その意味では急いでいるということではあるんですが、今、C委員がおっしゃったように、それだけで尽くせないところもあるかと思

いますけれども、とにかく来年度に向けてどうしていくかということ、この中でまとめていくということでございます。C委員 それで、よろしゅうござい

ますか。例えば今の話の中で、私が挙げた中でも非常に重たいものもあれば、それほどでもないものも、いろいろまちまちでございます。このペンディングの中で、例えば4番なんかですと、これはD専門委員の方でいろいろなご意見があるんだろうと思いますが、これを見るのに2つのアプローチがあるんだと思うんです。法律的に、これは制度は決まっていますから、要するに会計法予決令の世界と地方自治法の世界、これをどうするかという議論もあるんでございますが、正直言って、PFIというのは公共調達の手法でございますから、PFIだけをもっていきなり法律で変えちゃってできるかと、いろいろな意見があるんであれですが、極端な話ですと多段階選抜が勝手にできちゃうみたいな要望までないわけじゃないですね。そんなのはPFI法を改正してできるかということ、正直言ってできないんだろうと。これはもうご専門の方がおられますから私の意見ではないんですけれども、しかし、一方で現行の会計法予決令、あ



るいは地方自治法の世界で、その枠組みの中で実質的な意味で、ある程度絞り込みができるのではないかという考え方もあるわけですね。この辺のところは論点を整理してみないと、ただ漠然と、この入札のプロセス、どういう意見がありますかと言ってもまとまらないだろうと思うんですね。だから、その辺のところは議論を詰めながら、どこところがポイントになるかというところをやはり委員会として絞り込んだ上で、例えばインターネットで聞くにしても、その意見を聞いていくということが必要なんだろうと思います。

山内部会長 特に今の点についてはご意見はございますか。

I委員 それはまさにおっしゃるとおりで、解決方法はいろいろあると思います。今おっしゃられましたように、まさに契約制度は一般的なものとして位置づけられているわけですから、そのときに契約制度一般をいじるという方法もあるし、それから、その中で、政令レベルですが、それを何か特例みたいなものを入れ込む方法もあるでしょうし、いろいろな解決策はあり得ると思います。

山内部会長 そうですね。今まさにその問題に関しておっしゃったように、問題を絞り込んで、何が問題かということを議論していくという、こういうスタンスですね。今おっしゃったのはまさにそういうことだと思います。

一般的な議論をしても次に進まないの、何が問題であるかということを確認しながら進んでいくということになるべく心がけていきたいと思います。

そのほか、いかがでございましょうか。

まだ時間はありますが、よろしければ、今後ともこういう形で十分に議論していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。最後に事務局の方から何かございますか。

松田参事官 先ほども申し上げました今後の日程でございます。繰り返しになりますが、27日火曜日に第2回の総合部会を開催したいと思います。後日事務局より開催案内を送らせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

山内部会長 それでは、時間はございますけれども、本日の総合部会につきましては、これにて閉会とさせていただきます。

C委員 ちょっとその前に、1つだけよろしゅうございますか。時間があるということもあるんですが、先ほどのヒアリングと並行して進めていただけということがもし取り入れていただければ、従来ペンディングだった公の施設と公物管理に関する研究なんかは、もうレポートがあって、実際公物管理という重要な問題があって、これはヒアリングもいいですけれども、委員会としての議論というのは、まだこれからのままペンデ

イングになっているわけですね。そういうものも含めて勉強会的なものは同時にやっていたらというふうに思いますが。

山内部会長 これはちょっと事務局の方で検討していただいて、またそれについてのご回答をさせていただきますので、よろしくお願いします。

ほか、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、これにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。